■甑島と本土との往来について(お願い)

令和2年7月31日 薩摩川内市長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国で解除され、6月19日からは、すべての県をまたぐ移動についても再開されていますが、再び流行しはじめ、全国・鹿児島県、離島へも感染が広がっています。

本市甑島では、6月19日から県内外との往来自粛について解除しましたが、甑島は人口約4千人、高齢化率50%超の小さな島であり、移動手段も航路に限られ、感染の確率が高く、また、島内の医療機関や医療従事者の数も限られているなど医療環境は脆弱で、発生時の対応に限界があることから甑島への往来については、引き続き慎重な対応をお願い申し上げます。

一人一人の取り組みや行動が、自分、さらには島民全体の命を守ることに繋がります。 引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 甑島への観光等で来島される皆様へ

- <u>・事前の検温と体調管理を徹底いただき、「体調不良」の場合は、再検討いただくなど</u> ど慎重な対応をお願いいたします。
- ・検温及び島内での感染防止対策に、ご理解とご協力をお願いします。

2 甑島市民の皆様へ

- <u>・身体的距離の確保、マスク着用、手洗いや手指消毒、3密の回避など基本的な感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」の実践に努めてください。</u>
- <u>・「感染拡大の動向がみられる地域」への移動は、再検討いただくなど慎重な対応を</u> <u>お願いいたします。</u>
- ・観光客など来島者が徐々に増えることが予想されます。<u>県や市が発出する情報に</u> <u>基づいて冷静な対応を取られるよう切にお願いします。デマや噂は不安をかき立て</u> るだけです。

3 甑島の各事業者の皆様へ

・それぞれの業種のガイドラインに沿った十分な感染症防止対策をとってください。

4 その他

- ・「定期船」の中では、マスクを着用しましょう。
- 5 期 間 8月31日(月)までとします。

<問い合わせ先>

薩摩川内市企画政策部 甑はひとつ推進課

TEL: 0996-23-5111

内 線:4870・4871